

電子申請事務処理要領（令和8年5月1日運用開始）

奥州市都市整備部
都市計画課建築指導係

1. 電子申請の方法

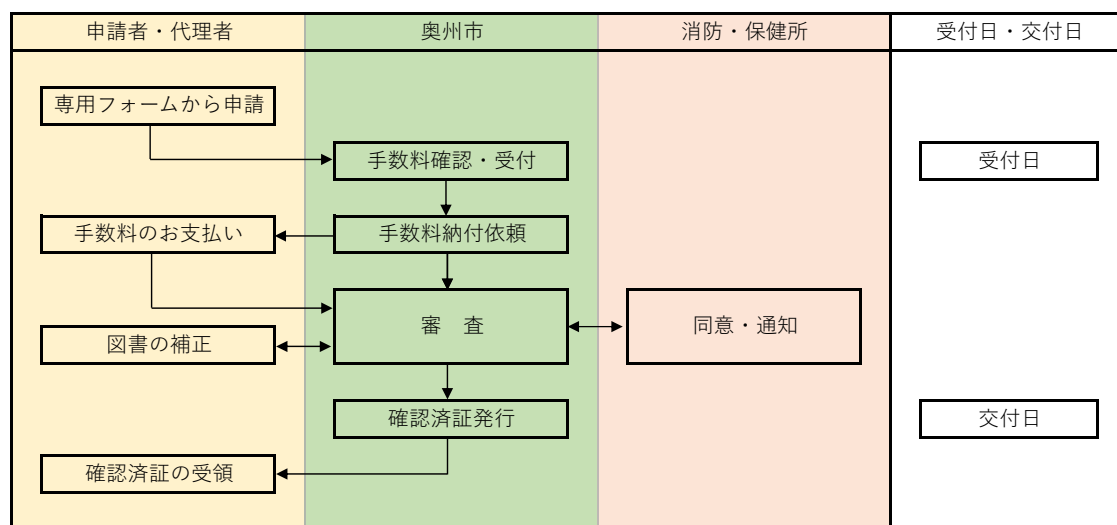
電子申請は、一般財団法人建築行政情報センターの「電子申請受付システム」を使用する。

2. 対象となる手続き

建築物・工作物・昇降機（建築基準法施行令第148条第1項に掲げるものに限る。）に係る建築基準法に基づく以下の申請とする。また、下記②と③は①を電子申請で行った場合に限り受付できるものとする。

- ① 確認申請及び計画通知
- ② 計画変更確認申請及び計画変更通知
- ③ 完了検査申請及び完了通知

3. 電子申請の流れ



4. 申請手数料と納付方法

申請手数料は、書面申請、電子申請いずれも同額とする。

納付方法は下記のいずれかとする。

- ① 金融機関から、市指定の口座に納付（手数料は申請者負担）
- ② 納付書を窓口で発行し、指定金融機関に納付（手数料無料）

5. 受付日

システムにおいて開庁日の 17 時 15 分までに受信したものをその日の受付とし、開庁時間外に受信したものについては翌開庁日を受付日とする。なお、図面等に不足がある場合は、全て揃った時点を受付とする。

6. 図面の名称

図面内容が分かるファイル名【物件名】の並びとし、1 ファイル 1 図面とする。

(例) 01_設計概要・付近見取図【奥州たろう様邸新築工事】

7. 書類の押印について

全ての図面、書類は押印不要とする。

8. 申請図面等のファイル形式

PDF ファイルを基本とするが、Microsoft Word ファイル、Microsoft Excel ファイルでも添付可とする。

9. 消防同意、浄化槽通知

消防同意は、奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部が電子化対応するまでは、申請書及び図面を当市にて印刷したのち、送致する。浄化槽の通知も同様とする。なお、消防用設備等設置届出書や防火対象物使用開始届などは電子申請が可能となっている。

10. 浄化槽

個人設置型の場合は、浄化槽票、浄化槽人員算定書、認定書、図面等を添付する。市設置型の場合は、建築確認申請時点で設置計画同意書がある場合を除き、確認申請は第四面の便所の種別をくみとりとして申請し、完了検査申請の際の軽微な変更として所定の様式を添付する。

11. 確認済証等の交付について

確認済証等は書面により、郵送または窓口で交付する。郵送の場合の送料は本市で負担する。確認済証等への押印は廃止する。